

豊川市監査公表第18号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成30年5月28日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	富 田 潤

【別紙】

定例監査結果に基づく措置通知書（建設部公園緑地課）

監査実施期間 平成28年 8月 8日から
平成28年11月 9日まで

豊川市監査公表第6号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>2 施設管理等業務委託は、赤塚山公園における樹木、草花等の育苗、植栽及び維持管理等の緑化推進業務で、赤塚山公園の指定管理業務と一部同様であるため、指定管理に含めた契約とされたい。</p>	<p>2 平成30年度から赤塚山公園における樹木、草花等の育苗、植栽及び維持管理等の緑化推進に関する業務について、指定管理業務に含めました。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成30年5月17日現在のものである。